

青森県報

第三千四百九十三号

平成二十四年
一月二十七日
(金曜日)

目次

告示

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	(健康福祉課)	一
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
身体障害者福祉法による医師の指定	(同)	一
道路の区域の変更	(道路課)	二
道路の供用の開始	(同)	二
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了	(同)	二

公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活課)	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(健康福祉課)	三

告示

青森県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	洲崎耳鼻咽喉科気管食道科医院	八戸市内丸三丁目二の八	平成三二・一七
変更後	洲崎耳鼻咽喉科医院		

青森県告示第五十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人エスベランサ	主たる事務所の所在地 青森市大字三内丸山一六五の八	就労継続支援B型	平成三二・一
障害福祉サービスを行う事業者	名称	所在地	
	ウェルビー	青森市大字三内丸山一六五の八	

青森県告示第五十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	宮川 靖博	工藤 孝志
勤務する病院等	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院
診療科目	眼科(視覚障	眼科(視覚障
指定年月日	平成24・2・1	平成24・2・1
所在地	弘前市大字本町五	弘前市大字本町五
名称	弘前市大字本町五	弘前市大字本町五

青森県告示第五十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年二月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。
 平成二十四年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	関ヶ平五代線	弘前市大字坂市字亀田無番から弘前市大字坂市字亀田八八の一まで	前 後	一〇・五〇メートルから一〇・六七メートルまで	三五四・七〇メートル	
2	県道	東北横浜線	上北郡六ヶ所村大字尾駮字前田三五の一から上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館二二の三三まで	前 後 後	五・八五メートルから六・八五メートルまで 五・三五メートルから五・五五メートルまで 四・九・六〇メートルから四・八五メートルまで	一、三〇四・五八メートル 一、三〇四・五八メートル 一、六九九・一七メートル	

青森県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年二月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道一〇四号	三戸郡田子町大字石亀字八百刈三五から三戸郡田子町大字石亀字沖田一四の一まで	平成24・1・23

青森県告示第五十六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	福浦川目線	工事区間	下北郡佐井村大字長後字縫道石一の 一 縫道石国有林八三 一 林班ほ小内から 下北郡佐井村大字 長後字縫道石一の 一 縫道石国有林八三 一 林班は小内まで	工事の種類	改築（道路改良）	工事の完了の日	平成 三〇・三
-----	-------	------	--	-------	----------	---------	------------

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十四年一月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人海の八戸NPO
- 三 代表者の氏名
中村 覺
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市新湊一丁目二四の二二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、八戸市民並びに県内外からの観光客に対して、八戸の観光資源である海を活用したブルーツーリズム、親水空間利用、環境エネルギー推進、NPOサ

ポートなどの各種事業を行うことによつて、八戸地域のまちづくり、雇用開発、文化振興、環境保全ひいては地域活性化に貢献することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
安全ろつそく 八千個
- 二 調達方法
物品の購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部健康福祉政策課
青森市長島一丁目一の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成二十四年一月十一日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
株式会社神山
青森市問屋町一丁目九の一
- 七 契約金額
二百六十八万八千円
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成二十三年十一月二十八日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭